

青森市市税条例の一部を改正する条例

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項に次の一号を加える。

五 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（第五項において「子ども」という。）がある場合における当該納税義務者

第八十二条第二項中「前項」の下に「第一号から第四号まで」を加え、同条第四項中「第一項」の下に「第一号から第四号まで」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項第五号に掲げる納税義務者に対する減免は、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する子どもにつき算定した被保険者均等割額（この条例の規定に基づき減額を行う場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の全額を免除することにより行う。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森市市税条例の規定は、令和五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



提案理由

子どもの被保険者に係る均等割額を免除するため、提案するものである。

青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）就学の終期に達するまでの者（」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る。」に改め、同条第三項中「規定する保護者」の下に「その他の子どもを現に監護する者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

子ども医療費助成の対象者の拡充を図るため、提案するものである。